

長江上流の影薄き夢の跡・・・重慶租界

田 畑 光 永

はじめに

日本が中国大陸に開いた租界の中で、重慶のそれは特異な性格をもっている。他の多くは日本以外の国の租界と並列して存在するか（漢口など）、あるいは他国との共同租界という形をとる（上海）のに対して、重慶はその地において日本だけが租界を持った点がきわだった特長である。

また、あらかじめ居留民の活動があつて、租界設置の必要が生じたわけではなく、まず租界を設置してからすべてが始まるという形であつたことも他と異なる。

さらに重慶という場所の独特の地理条件から、繁華な中心部（城内）とは長江の流れを隔てた対岸に設置され、兩岸をつなぐ橋もなかったため（一五一頁の地図参照）、日本の租界といつてもそこに定着する邦人は、租界外の城内に居住する邦人よりはるかに少ないままに終始し、領事館も城内に置かれたため、租界は同地における邦人の活動拠点ともなりえなかった。

それでは、租界はどのように利用されたのかといえば、租界の持つ商業、サービス業の中心といった一般のイメージとは逆に、現地労働者を雇い入れての生産

工場が立地されたのであった。それも現在、判明しているのは、マッチ工場と繊維工場だけである。

一方、重慶は二十世紀初頭の「保路運動」（鉄道利権の回収運動）に見られるように、民族意識の非常に強い土地柄である。そこに日本だけが租界を持ったというだけで、一九二〇年代後半の国民革命期以降、回収を求める圧力は日増しに強まり、満州事変発生後、いったん城内住民ともども全員が引揚げるといった事態を迎える。一年余の空白を経て再開されたものは、邦人の人数も減り、数年後の日中全面戦争勃発を迎えて最終的に租界は放棄された。日清両国間で設置についての「取極書」が交わされてから三十年の歴史であった。

このように影薄い存在であったためであるが、重慶租界についての文書資料はきわめて少なく、先行研究もほとんど見当たらない。中国においても、全体的な租界史の中で言及されている以外は文中に引用した

わずかの論文以外、探し当てることはできなかった。

したがって、本研究においては、外務省外交史料館に保存されている文書の中の重慶に関連するものを出来る限り涉獵して、重慶租界の姿を再現することにとめた。在重慶領事館から外務省にあてた公電、報告などからの引用が多くなったのはそのためである。しかし、それらも空白部分が多く、はなはだ欠落部分の大きい重慶租界像とならざるをえなかった。今後、さらに各方面に資料を探し求め、欠落部分を補うしかない。

なお、それらの引用にあたっては、なるべく原文の雰囲気伝えるべく努めたが、あまりに読みにくい部分については、かな遣いや句読点を最小限度補った。また（ ）内は筆者による注釈である。

また、文中の資料にドル、元など、外国通貨による金額表示が出てくるが、各時代のそれらと邦貨との換算や現代との比較などは手に余るので、原文の表記の

ままとしてある。多くの場合、金額の絶対額よりも、その変化を問題にしているので、換算なしでも状況の把握は可能ではないかということ、怠惰の言い訳とすることをお許し願いたい。

筆者は二〇〇一年春、重慶に赴き、租界の跡を訪ねてみた。別掲写真(一四九頁)はその折のものであるが、見てのとおり、当時を偲ばせるものはやまったくない。他の多くの租界跡地にはなお当時の大廈が、時には棟を連ねて記念碑の如くに存在するのに比べて、これもまた重慶租界ならではと、思わせられた。

なお、本研究に際して、重慶師範大学歴史系常云平教授、上海復旦大学歴史系曹振威教授に資料収集などで協力を得た。記して感謝したい。

また、重慶租界そのものではないが、当時の重慶の写真は故清水道雄氏(平成一三年没)に提供していた。あつく感謝申し上げる。

(1) 開設まで

1. なぜ重慶に?

日本が重慶に租界を開設するに至った直接の契機は日清戦争の講和条件を定めた明治二八(一八九五)年の下関条約において、清国は日本に対して新たに沙市、蘇州、杭州とならんで重慶も開市開港することが取り決められたからである。

下関における交渉で日本は、朝鮮の独立確認、領土の割譲、賠償金支払い、最恵国待遇の付与を要求し、「更に左の譲与をなすこと」として、「(一)従来各開市港場の外、北京、沙市、湘潭、重慶、梧州、蘇州、杭州の各市港を日本臣民の住居、営業のため開くべし
(二)旅客および貨物運送のため日本国汽船の航路を、
(イ)揚子江上流湖北省宜昌より四川重慶まで、
(ロ)揚子江より湘江を遡り湘潭まで、
(ハ)西江の下流広東より梧州まで、
(ニ)上海より吳淞江および運河に

入り、蘇州、杭州まで拡張すべし（以下略）」などの通商上の権利を要求した。（陸奥宗光「蹇蹇録」岩波文庫版二七三頁）

その後、交渉の過程で開市港場の数を前記四ヶ所に減らし、航路もそれにもなつて湘江、西江についての要求を取り消した。陸奥は領土割譲、賠償金などについての双方のやり取りは記しているが、開市港場についてはどのような応酬がおこなわれたかには触れていない。したがつて、日本側が数を減らした理由、また前記四ヶ所を選んだ理由は不明である。当時の重慶はまだ定期の船便もなく、いたつて辺鄙な場所であり、そこをあえて日本人のために開港させた意図はどこにあつたのか。

当事者による記録はないが、当時の新聞の報道ぶりから、およその状況は察しがつく。同年四月十二日の東京朝日新聞は第一面に講和条件を掲げているが、その解説にこうある。

「……従来、清国が欧米諸国に向かつて開きたる港は二十五港なるにわが国に向かつて開きたるは十五港に過ぎざりし処、今後は吾れ亦之に均霑して均しく二十五港に出入するを得べし。加之（しかのみ）ならず新たに開かんとする沙市、杭州、蘇州の諸港あり（重慶は去二十四年英国の為に開きたり。又、別項によれば此諸港は欧米各国と清国との条約に基づく最惠国條款によりて吾れ之に均霑するものの如くなれど、重慶の外は未開港なれば、今回吾が為に特に之を開きて却つて欧米諸国をして均霑せしむるとの意味なるべし）」（原文のルビを削除し、句読点を加えた。以下同じ・引用者）

つまり最惠国待遇を獲得して、ようやく日本は欧米諸国なみに中国の二十五港に出入りできることになつたが、それだけでなく沙市、蘇州、杭州を日本が新たに開港させたことで、今度は欧米諸国がその恩恵によくすることになつたというわけである。中国を舞台に

した通商戦において、その先陣の一角を占めたという満足感が行間から見て取れる。

解説はついで、おそらくそれまで日本人には疎遠であつた沙市について、「此河市こそ四川貿易の為に最も便宜の地なれば、諸外国の亦切に注目し居たる處」と述べた後、重慶についてこう記す。

「重慶は上海より揚子江を遡ること千二百五英里、漢口より同四百六十五英里の内地にして、四川省重慶府の在る所なり。宜昌より此の地に至る迄は險水迅激にして船運に便ならざれど、所謂山川の会、水陸の交、沃野千里、天府の富此地に集まるの地勢なれば、英国疾くに此に着眼して去二四年遂に之を開かしめし地なり」

古来から音に聞こえた長江水運の難所、三峡のさらに上流ではあるが、内陸の富の集散地であるからこそ、イギリスが目をつけてすでに開港させている。わが国としてもここに権利を確保しておいて損はない、とい

うところであろう。それで重慶が下関条約に登場したと考えられる。なお、イギリスが明治二十四（一八九一）年に「之を開かしめし」というのは、同年、清英間に一八七六年の芝罘条約にもとづいて「重慶約定」が結ばれ、同地が通商港岸に指定されたことをさす。

2. 租界開設へ向けて

下関条約では重慶ほか三市の開市開港は取り決められたが、そこに日本の租界（専管居留地）を設置するとは書かれていない。日本が租界開設を要求するにいたつた経緯を説明する文書は現在のところ見当たらないが、中国側では日本は戦勝の威を借りて、下関条約調印後間もなく租界の開設を認めるよう清国に強要したとしている（費成康『中国租界史』八十五頁、鄧沛「重慶日租界的回収」『民国春秋』誌一九九八年五期）。ともかく、翌明治二十九（一八九六）年二月、駐上海総領事の珍田捨己が重慶に出張し、川東道台（知事）

張華奎、洋務局總辦（対外事務責任者）・頼鶴年と租界開設について初の交渉をおこなう。

珍田の同年三月一日発の公電によると、通商地としての重慶の状況ははなはださびしいものであった。重慶を訪れた外国商人はそれまでに「英商一人、独商一人二不過」、怡和（ジャーディン・マセソン）、太古（スワイア）の英二社が清国人をそれぞれ代理として置いているだけ。彼らは免税の特権を享受していた。

そこで珍田の報告はこう記す。「開市以来己二六年ノ星霜ヲ経タルニ拘ワラス西商ノ實際ニ爰ニ来往シタルモノ僅ニ二名ニ過キササル事実ニ徴スルモ重慶ニ於ケル外国租界ノ将来ハ決シテ多望ナリト云フヲ得ザル所ナリ」

それでも珍田は租界開設についての清国側の方針を質し、その結果判明したことは、清国としては下関条約を契機に城外に「通商城」を開設し、城内で外国人が清国人と雑居するのを禁じようとしていること、そ

の場所としては長江と嘉陵江の合流点の下流右岸、「王家沱」を適当としていること、であった。

そこで珍田は、当面は日本人商人を城内に雑居させて、将来その数が増えて必要となった時に居留地（租界）を選定しても遅くはないと判断するが、清国側には日本側の要求として次の四項を提出する。

- 一、警察事務、道路管理その他居留地の行政は帝国（日本・引用者）が管掌する。
- 二、将来、別の場所に外国の居留地を認めた時は、帝国も居留地を選択する権利を持つ。
- 三、居留地の選定後も帝国商民は城内で商売ができること、居留地への移住時期は日清当局間で決定する。
- 四、輸入貨物の免税措置はその後も継続すること。

このうち、二、三の二項が当時の珍田の危惧を反映している。清国側の意向を受け入れて、その挙げる候補地に日本人租界を開設した場合、後に他の外国が

もつと条件のよい場所に居留地を獲得して日本人が辺鄙な場所に取り残されるようなことになっては困るという心配と、他国に先駆けて租界を開設しても、はたしてそこで商売が成立するのか、やはり繁華な城内で商売をする権利を確保しておかねばなるまいという危惧である。

これに対する清国側の回答は、以下のようなものであった。

一については、同じく下関条約によって開かれること

になつた蘇州、杭州、沙市の例を基準にする。

二については、王家沱以外に外国人居留地を設置する

ことは考えられないから、この項目は不要かつ有害である。

三、城内に居住するものは商民二十名、行棧十家（商店十家・同）に限る。また、城内は「人烟稠密、

諸多不便」であるので、西（欧米・同）商にはこれまで製造業を営んだものはいない。日本領事

は城内の日商に製造業はやめるよう指示してほしい。

四、免税については、西商と同一の慣例による。

清国側はこの回答と合わせて、王家沱の租界予定地の見取り図を提示した。それは両江合流点から約一キロ下流の右岸（東岸）に長江の流れに沿って百丈（約三百三十メートル）を区切り、その幅で東へ四百丈（約千六百メートル）行ったところまでの短冊形の地形であった。

この時の珍田総領事の重慶現地での折衝はここまでで終わり（前掲鄧沛論文によれば、珍田と清国側は四月に「重慶日租界地基合同」を結んだとしている）、その後は沙市、蘇州、杭州における租界開設、さらにその他の問題とともに、北京での外交交渉に委ねられた。

その間、重慶については清国側が提示した租界予定地の東に寄った部分に墳墓があったことから、近隣住

民が騒ぎだし、清国側が日本側に予定地の縮小を求め、日本側がそれを拒否するといったやり取りがあり、これは日本側が墓地に対する住民の感情を配慮して適当な方法を考えるということで落着した。

北京での交渉は同年秋に決着し、十月十九日、日本側林董公使と清国側敬信、榮祿らとの間で四か条の議定書が交わされた。その第一条が新しく開かれた通商市港場に日本専有の居留地を置き、道路管轄および地方警察の権は日本領事があるという条項である。またこの議定書第三条では日本が請求すれば、上海、天津、漢口、厦門にも日本専有居留地を設けることが認められている（あとの二か条は長江の航行に関する取り決めと日本軍駐屯地に清国軍を近づけないことに關する取り決め）。

北京交渉について、林は大隈重信外相あて英文の報告電報（十月十九日付け）で、「いらいらする交渉の後、清国政府が十分に譲歩し、私は次の四項目を含む

合意書に署名した」と書いているが、どのようなやり取りがあったのかには触れていない。これについても前掲鄧論文は「十月十七日、日本公使林董は総理衙門に対して、『諾否を明日正午までに』とせまり、十九日、清政府は日本公使の恫喝の下で『中日公立文凭』を結んだ」としている。四か条の内容から見ても、日清戦争に勝った日本側が余勢を駆って清国側を押しまくり、清国側を譲歩（gave in・・・林）に追い込んだことは想像がつく。

こうして、日本は正式に中国大陸内に八ヶ所の租界を開設する権利をもつことになった。重慶はその中で日本本土からもっとも遠隔の地であった。

3. 領事館開設

租界開設に先立って、重慶には日本の領事館が開設された。これについても日本側の記録は見当たらないが、前掲鄧論文は「一八九六年五月二二日、日本政府

は領事加藤義三を重慶に派遣し、領事館を重慶城小梁山五公館に開設した」と記載している。北京交渉から約三ヶ月後の明治三十(一九九七)年一月二十七日発で、在重慶二等領事加藤義三から小村外務次官あて「機密第二号」という公電が保存されているので、初代領事が加藤義三であったことは確認される。

この公電は「ニューヨーク・スタンダード石油会社の上海代理人來渝(重慶の別称)の件」と題されているが、当時の重慶をめぐる各国の動きの一端を示すものとして興味深い。

その内容は上記米石油会社の代理人、グリッパルなる人物が「遊歴の名目」で重慶に現れ、一月二五日、米領事と同道して来訪した。そして、日本居留地予定地内に土地を購入、あるいは借りるのは可能かどうか、また支那政府に申し込んだら承諾してもらえるだろうか、と聞いてきたので、「いずれ日本政府から訓令が来るだろう。支那政府に申し込んででも許可するま

い」と答えておいたというものである。

加藤領事はグリッパルなる人物の来意に疑問を持ち、英国領事に問い合わせるが、同領事にも「来意は口外せず、ただ遊歴と称していたとのこと」とある。そこで公電は以下のように続く。

「本官の推察するところ、地所の買占めか。四川省叙州府富順県の自流井と称するところにおいて、石油採掘の計画あり。清国人が米仏両国人と協同して右採掘事業を企図したるも、四川総督において許可せざるをもつて、目下仏領事と総督と交渉談判中につき、あるいは同事業と関係を有し、当地において地所を買取り、石油タンク創設等の準備を目論むものにあらざるかと察せられ候。現在、清官並び一般外国人の評判にては、仏領事が何等の強請に出づるも到底総督の承允を得ること難しかるべしとの説に之あり候。この段お含みまでに申し進み候なり」(一部仮名遣いなどを変更、以下同・引用者)

その後、四川省から石油は産出しないから、この話は計画倒れになったのであろうが、この時期、長江上流地帯に新しいビジネス・チャンスを求める動きがせまりつつあり、各国が互いに意図を探り合っている様子がかがえる。

しかし、この後、中国と列国との関係は「滅洋」を唱える義和団が華北一帯に大きく勢力を伸ばしたことと緊張し、明治三三（一九〇〇）年六月には清朝は義和団の勢力を恃んで、欧米及び日本に対して宣戦を布告するに至る。北京の外国公使館区は二ヶ月近くにわたって包囲、封鎖されるが、八月、八カ国連合軍が北京に侵攻してそれを解くや、形勢は逆転、西太后らは西安に流亡する。

そして、この年十二月十日、外務省杉村通商局長から重慶の山崎桂副領事あてに一通の電報が発せられる。それは居留地開設の必要を現地から上申せよというもので、こう述べる。

〔明治二九年に珍田総領事が清国側と居留地開設について公文を交換したが〕当時は格別専管居留地の必要を感じざりしをもつて、未だ正式の取極めをなすに至らざりし次第に之あり候処、爾来、重慶宜昌間の汽船航路も愈々開け、各国人も往来漸く頻繁に赴かんとするについては、我居留地借入の権利を確定し、他の覬覦^{きん}を予防すること緊要」と、機が熟したという判断を示した上で、現地副領事から取極めの必要を「御上申相成度、さすれば右取極め条件に付、当省大臣より訓令可相成」との指示を与えている。

なぜこんな回りくどい手順を踏もうとしたのかは明らかでないが、推察するにこの時期は、義和団事變の余波未だおさまらず、清朝自体もなお混乱の中にあつたはずだから、その機に乗じて有利な条件で居留地についての取極めを結ぼうとしたのであろう。しかし、南西部の奥地のこと、具体的な状況が東京ではつかみにくいので、現地からまず状況を踏まえた意見を具申

させ、それをもとに交渉方針を訓令しようとしたものである。

これを受けて翌明治三四（一九〇一）年一月六日発で山崎副領事から「居留地の権利を実行に移すべし」と建議する「重機第緒四号」電が東京に打ち返され、二月十九日には杉村から山崎へ「貴官は時期を見はからい、・・・其地地方官と交渉の上、帝国専管居留地取極を締結相成度」との訓令が発せられ、合わせて交渉、決定すべき事項十一項目についての指示が与えられた。

その中で目につくものを拾うと、警察権、道路管理権は日本側が握ること、道路、橋梁、溝渠、埠頭など公共施設は免税とすること、これらの修築は日本の領事がおこなうが、（長江の）堤防の修築費用は清国が負担すること、清国人、外国人にも居留地内で居留、営業することを認めるが、永代借地権は認めない、日本人用墓地を別に設ける、などである。

なお杉村は同日、北京の小村公使に対して、重慶への訓令を伝え、北京でも清国政府に同地地方官に交渉に応ずるよう命令して欲しいと働きかけるよう求めている。

ところが速やかに交渉開始とはならなかった。現地の山崎から東京へのこの件に関する公電は六月十三日発まで途絶える。それによると、二月十九日電を受けて、交渉開始の時期を四月十六日からとすべく申し入れたのだが、「由来、当国官吏の職務上の無責任なことは夙にご承知の通りに之あり、殊に当今の如く朝家（清朝・引用者）の存亡すら料知しがたき紊乱の極に際し、大小官吏の任免更迭甚だ頻繁なるにしたがい、地方官等が横着無責任の程度は一層甚だしきを加え来りたる次第に之あり」というわけで、のびのびとなり、ようやく翌六月十四日から本会議を開くこととなったと報告している。

交渉に臨む態度としては、「清国官吏がこれまでの

挙動より推すときは、随分容易ならざる場合」も生ずるであろうとし、「之に対しては、先ず最初より強硬なる態度を以つて彼らを屈服し置かざるべからざるは勿論なれども、あまり窮迫の地に陥らしむるときは、今日の情形においては、彼らは屏息して出でざるに至り、談判の対手を失うが如きこととならば、是亦甚だ不利の結果を生ずべくと愚考」するとのべている。

以上の文面から察せられることは、義和団事変後の清朝内部の混乱ぶりと、同事変への出兵を列強への仲間入りの好機ととらえ、まんまとその迷惑を的中させて、勝者の立場で清朝へ対している日本の高飛車な姿勢である。

また、この公電で山崎は重慶および居留地予定地をめぐる各国の動きを報告し、現地駐在官として焦りの色を見せている。山崎は明治三十年に前述の米国スタンダード石油会社社員が前任者の加藤に王家沱地区の土地買入れについて問い合わせたこと、その二年後

に「仏国技師ジユクロス」が「該地近傍に地所を購ひ、自己の住宅及びガラス製造所を建築」したことを挙げた上でこう述べる。

「現在、当港に住居する仏、英、独人等にも該地区を所望し居る者も有之様子、或いはすでに其幾部分を買収し居るやも計られずと存じ居旁、此上更に存再歲月を経過するに於いては前述地方官の無責任と諸外国人の資力に裕なるとの二個の事情より王家沱予定地は曖昧の間に其全部を他国人の掌裡に移さざることなしとも申せず、就いては該取極の開議は今日に於いては其遲きに失したるの感なき能はざる次第に有之」

山崎はさらに同地駐在の英仏両国領事がそれぞれどんな意向を持っているかをそれとなく打診した結果として、英国領事ウイルトン氏は日本が居留地を開設し、そこを英国人も借地できるなら「商利の増進する点に於いても、租界繁榮よりするも、双方共に益するところ少なからざるべく」という歓迎の態度であり、一方、

フランスは重慶城内に「巍然たる天主堂病院、領事館等駢列し、又対岸にも『ジユクロス』技師の地所建物ありといえども、更に一区を得て其専管地となさんことを期しつつあるが如く、近頃同国領事『ボンス・ド・アンター』氏の口振を察するには重慶城の下流三十清華里にして江の左岸なる唐家沱に着目し居るもの如く」であると報告し、焦りの内容を具体的に説明する。

「右の状況より察すれば、英仏両領事とも自ら進んで王家沱地方に居留地を設定せんとするの意思なきことは明白なるが如しと雖も、之れと同時に各国本人は随意に対岸各所の好地区を買得しつつある点は各外国人も一致するところなり。而して此点に於いて帝国は遺憾ながら到底未だ当方面に来たりて投資するが如き商民を見る能はざるを以つて、結局我政府に於いて将来本邦商民の為、此際予め相当の地区を獲得し以つて他年の計を施すにあらざれば、事々悉く他国人の背後に瞠若たるべきは言を俟たず」

日清戦争、義和団事変とアジアの強国として頭角を現し、軍事的には欧米列強の一員に加わる勢いを見せていても、経済力となると、とくに民間の商工業資本の力となると、欧米にははるかに及ばないという落差の中で、とにかく政府の力で清国から取れる権利は取っておかねばならないことである。

4、交渉開始

こうしてようやく交渉開始の段取りとなったのであるが、十四日当日になって思わぬことが起こる。当時、重慶の税務司をつとめていた英国人、ウイリアム・ハンコックなる人物が突然、日本領事館を訪れ、前日に道台（地区を統べる官職）から居留地に関する会議に列席することを求める手紙が届いたという。ついては、これまでの書類を見なければならぬので、本日のところは儀式的な会見にとどめ、一切の協議には数日の猶予が欲しいというのが、同氏の来意であった。

山崎は大いに驚いて、当日のうちに英文の電報で東京に指示を仰いだ。この頃の公電のやり取りは実物の輸送でおこなわれたものと見られ、重慶―東京間におよそ二十日を要しており、前日六月十三日発の山崎電を東京が接受したのは七月四日である。したがって急を要する場合は英文の電報が使われた。この日の山崎の電報は「交渉が今や始まるうというところで、税務司が参加するという話になった。彼の態度から見てよき仲介者となるとも考えられるが、このような交渉に彼が座を占めるのはやはり異常である。どうすべきか返電を待つ」という内容であった。

しかし、山崎は翌十五日再び英文電報で、税務司の同席を承認したい旨を東京に伝える。一つには重慶の「海関道」(税関長)が通知の遅れを謝罪するとともに、税務司の同席は前例があることを伝えてきたことと、山崎自身は税務司の同席に特に異議はないからというものが、その理由である。

そしてこの日あらためて長文の公電を起草している。そこで山崎はなぜ英国人税務司を清国側が同席させようとしたかについて、次のようにその理由を推測し、かつ自分の行動を説明している。

「当地地方官は予てすこぶる韓(ハンコック)税務司を畏憚する模様なれば、己等の怖るる人物は他も憚るものと思ひ、日本領事も此老税務司さへ相手に出さば万事控え目にするならんなど幼稚なる考えより、張(張)令の猾才にて万一如此挙動に出したりと仮定せんか、此れに對しもし小官が敢えて其無斷出席を拒まず、加えて其提議を許諾するが如き行為に出んか是先方に對して大いに讓歩したる姿となり、開議以後先方の態度にまで影響を及ぼすべき懸念有之候につき、本會議には断然出席せざることとなし、定時刻を過ぎたる後、江南會館に向け清國委員には俄かに気分悪く出席しがたき旨を申し送り、税務司へは道台より貴官の列席に關し此時刻に至るも何等通知なし。今日の事頗

る重要な儀節に關すれば、自分は本国へ通報し置くを至当と考えたり。此行為は毫頭貴稅務司に對する不快の感情より出たるにあらざれば左様承知ありたき趣を告げ、同官の口頭を藉り、今日不來の實際の理由を出席委員等に伝えたる次第に候」

山崎からの請訓に對して東京からの曾彌荒助外相名の訓電は十九日に重慶に着く。内容は「補助ということであれば、稅務司の同席に異存はない」というものであつた。

これで交渉開始への障害はなくなつたはずであつたが、實際には交渉開始までまだ二か月近い時日を要した。その間、山崎には八月七日付けで漢口在勤へと転任命令が發せられ、後任者（徳丸という姓）の着任を待つて新任地へ赴くようにという指示と同時に、赴任前に「出來得る限り、居留地取極の交渉進行せしむるよう尽力あれ」という指示がされる。

交渉開始に至る経過と交渉内容について、山崎は八

月十二日付けと同二六日付けの二本の公電を送っているが、交渉開始に至る経過はなぜか後の二六日電の方に詳しい。

函電からその後のうごきを追つてみると、稅務司の出席問題は結局、補佐員ということで決着したが、稅務司本人は「氣乗りせざる口調で、自分は成丈關係せざらんことを望みおる次第」（二六日電）であつた。そこで六月二八日開議と決し、その旨を道台に通知すると、奎總督からの訓令が未着なので、それが着くまで會議を延期して欲しいと申し入れてきた。それで成都（省都）に訓令を催促させたところ、成都からは關係書類を調査して取り計らうべしという返事がきたとのこと。「ところが当地地方官庁には前年の書類も悉く散佚して全からず。協議上甚だ差し支うるを以つて書類調査を兼ね總督の訓令を乞わんがために特に廷委員を成都に派したれば、不日帰着すべしなど、種々の口実を以つて是れまで延引し來りたる次第」であつた。

しかし、ともかく六月二八日、江南會館で初の會合が開かれた。その状況は「小官（山崎）より豫て御内訓の各条件に基き租界章程二十一個条を草し、逐条協議に及びたき旨を申述べしに、宝、鄂両氏は頻りに書類の不完全にして前年協議の實際を知るに苦む旨を述べ、成都にも果たして整頓しあるや否、北京政府に保存する分は無論兵變（注・義和団の乱とそれに続く一連の経過）に羅りたるなるべく、只当時前任税関長が総稅務司と往復せる文書は当地に存在するを以つて過日來稅務司を煩わし書類の調査に従事したる次第なるが何分済全と稱するを得ず云々と申出て」という具合で、埒があかない。その上、清国側は租界予定地の内、「墳墓のある後方の地区は前年中は到底買上げの申渡しをなすこと能わず、日本租界は墓地を含まず前面の一区なることを承知しおり」と面積を縮小しようという態度に出た。

そこで「小官は居留地の面積境界は今日之を議する

の要なしとの一語を以つて之を排斥し、且つ厲色清国地方官の無責任を詰り、貴委員等の言うことは殆ど前年兩國委員間の協定したる約款の存在を非認するが如き辞氣なるが、斯くては本件の協議は到底成立の見込なきに付、果して原議の存在を認めざる義なれば、先以つて其旨公文を以つて本官へ照会せられたし。本官は右に關しては本国政府の命令を待つの外なしと言ひ放ちたるに、彼等は色を變じて、前言の妥当ならざりしかは知らざれども、實際書類の不完全なるに苦しみ居る内情推察を乞わんがために斯くは語り出でたる次第なり云々」

結局、この日は再度の會談を約しただけで散會となった。山崎は月が變つた七月三日、宝道台を訪ねて會談再開を督促する。ところが、清国側は前回の公文書はようやく整つたが、それによると租界章程は杭州、蘇州、沙市の例を参考にして取り決めることになっている。しかし、杭州と沙市の章程が手元にないで、

それをまとめて送ってくれるよう成都へ電報を打ったところだという。そこで山崎は各地の章程は日本領事館に備えてあるので、それを清国側が書き写し、協議を進めたいと提案、五日に夏という委員が日本領事館へ来て打ち合わせの上、六日から清国側が人を派遣して写すことになった。

山崎の電報は続く。「嗣後、各委員と頻繁に往復を累ねたるも、何分支那官吏の常態として因循推諉、更に要領を得ず。殆ど焦悶に堪えざる程に有之候得共、嚴談の一方のみにては窮鼠の喻も有之候には、一面種々の点より宝道台等の心を攪ることを力め來り候始末。斯くて八月六日及び同月十三日に於いて江南館に正式の会議を開き、其後も引続き交渉を遂げたる結果、大体漸く緒に就かんとし、今日の処、借地料及地稅の率に付、折合わざるを除き、他の諸項は大略決定の運びに立至り申候」

この公電が発せられたのが八月二六日であるから、

実質的な交渉期間は二十日間ということになる。交渉開始までの時日に比べて交渉そのものは案外順調に進んだようである。

僻遠の地において、清国地方官僚を相手に孤軍奮闘した山崎領事の文章にはやや自らの労を過大に報告した傾きなしとは保証できないが、それにしてもさまざまに口実を構えて協議を遅らせようとする相手を捉えて離さず、取極書締結に持ち込んだ手腕はなかなかのものである。それも日清戦争から義和団事変での戦敗国と戦勝国という彼我の立場の格差が反映したと言っているであろう。

5. 「取極書」 締結

その後、借地料については居留地内の土地を上中下の三段階に分け、一畝(ムー・・・六六七平方メートル)につき上等地円銀百五十元、中等地百四十五元、下等地百四十元と決まり、九月二四日、結局この日ま

で新任地への赴任に至らなかつた山崎と宝道台との間で「重慶日本專管居留地取極書」が署名された。条文は日本側原案より一条増えて、全二十二条。

かなり長文にわたるので、全文を引用する煩を避け、要点のみを記すと、

前文で明治二九（一八九六）年の珍田総領事と清国側との協議を受け、「現に両国の商務漸く発達の見勢ありにより」取極書の締結に至つた旨をのべ、各条項に入る。

第一条は居留地の場所と面積。王家沱の長江沿岸（南方向）百丈を幅とし、長江の砂地部分五十丈と内陸に向かつて（東西方向）三百五十丈の合わせて四百丈で区切られる短冊形の地が居留地と確定された。そして長江沿岸から内陸（東）に向かつて百丈の間が上等地、そこからさらに東へ百丈が中等地、残る百五十丈が下等地と区分された。

中国の長さの単位と日本のそれとの換算であるが、

日本側作成の地図（別掲参照・一五二頁）には短辺の百丈には百五十九間四分弱、長辺の四百丈には六百六間六分強と書かれている。明らかに計算が合わないが、その理由は不明である。

第二条は長江沿岸の崖地および崖下の砂洲について、居留地内ではあるが、「清国人民の自由に通行し、船舶を繫泊し及一時貨物の陸揚を為すことを許す」と。

第三条は居留地内の「警察権道路管轄権及一切の行政事宜は悉く日本領事官の管理に帰す」こと。

第四条はかねて問題となつていた居留地内の墳墓の扱いで、こう規定された。「一、居留地内総ての地所は清国地方官に於て地主より買取り本取極書に照して日本商民に引渡し永遠租借すべきものとす。二、居留地内に在る墳墓は必要に応じ清国地方官に於て極力説諭を加え移転せしむべし。但移転を欲せざる者に対し若し勢力を以つて之を強ゆるときは民情を激昂せしめ

或いは事端を生ずるの恐あり。相互共に不利益なるべきを以つて、實際到底移転せしめがたきものは地方官より墻壁を築き之を圍護すべし。墓地家屋の移転料に至りては其都度日本領事官に於て清国地方官と商定して支給すべし。但今後は清国地方官より告示を出し、墳墓及家屋の増設を嚴禁すべし」

このように墳墓については原則移転、応じない者はそのまま認めるといふ形で決着したが、そのいずれも実施された様子は残っている史料で見ることが出来ない。墳墓は中等地から可等地にかけて存在したのだが、結局そこまで日本人は土地を必要としなかつたのである。

第五条は前述した借地料の条項。

第六条は借地料のほかに毎年払う地税についての条項で、上等地は一畝につき円銀二元二十五仙、中等地同じく二元十七仙五厘、下等地同じく二元十仙を、清曆正月の後半中に日本領事に納め、日本の領事がまと

めて清国地方官に支払うことが規定された。

第七条「居留地内の地所は日本人民に限り租借することを得、尤清国人にして居留地内に居住することを願う者は居住して自ら營業することを許す。但居留地内に於ける借地権を有せず。各外国人に対しても同様たるべし」(本文)

第八条は借地に際しての手續規定。借地料及び地税一年分の前納、権利書(「地券」)は三通作成、日清の領事館、役所と借地人が保管。

第九条は借地権を譲渡する際の手續規定。日本領事に申請し、領事から清国地方官に照会した上で地券の書き換えを許す。

第十条は借地権の有効期限を三十年と規定。三十年経過後も直ちに書き換え、継続借地を認め、借地料の納付は不要。(この条項は後述するように、三十年後の租界回収運動の論拠となつた)

第十一条は火薬、爆発物などの物品の貯蔵、携帯、

運送の禁止を規定。違反者は「各本国の法例により処罰せらるべし」。「製造工事に必要な爆発物の類」の陸揚げには日本領事と税務司の許可が必要。

第十二条は埠頭などの建設の際は日本領事及び税務司と協議することとの規定。

第十三条は居留地内に埠頭完成後、「日本領事官は便宜規定を設け、停泊料を徴収」すること。

第十四条はかねて論議的となっていた重慶城内と王家沱租借地の住み分けについての規定で、(一) 先年の珍田総領事と清国側との話し合いに基づいて、日本商人は二十人、商店は十戸に達するまでは重慶城内に居住できるが、それを超える人数は王家沱に移ること、(二) 清国側は速やかに王家沱に税関を建設し、通商を求めてくる各国人を王家沱に誘導するので、将来、外国商人全員が王家沱に移住するとなった場合には、日本商人も全員移住すること、(三) 他外国人に引き続き城内に居住、営業を許す場合は日本商人も同

様に扱うこと、となっている。

この条文には重慶居留地をめぐる日清両国の当時の思惑が交錯していて興味深い。清国側は日本が居留地を開設するのを機に外国人をなるべく城内から排除しようとし、日本側はなまじ居留地を開設したためにかえって他国に比べて不利な境遇に陥らないように懸命に予防線を張っているさまがうかがえる。

第十五条は前条に関連して、「人煙稠密」な城内に居住する日本人は他の外国商と同様に製造業を設立してはならないという規定。

第十六条は日本商人が他の諸港より輸入した外国製品が王家沱では売りさげせず、城内に持ちこんだ場合の税金、釐金は城内の他国商人の場合と同様に扱うが、外国商人全部が王家沱に移転した後は境界を確定して別に規定を設けるという条項。

第十七条は領事裁判権に関する条項。(一) 自国領事が駐在していない外国人、清国人の訴訟は清国地方

官が受理、審判する。日本人を含む外国人が清国人の不法行為に対して訴訟をおこした場合は日本領事と清国地方官が立会審判する。清国審判官の判決が「不条理」な場合は、日本領事は清国側上級の「重慶關監督」に再審を請求できる。

(二) 清国政府は立会裁判所を建設することが出来るが、それ以前は公有地を一個所選んで会審の場所とする。

(三) 清国地方官が居留地内で犯罪者を捕縛しようとする時は、まず逮捕礼状に日本領事の検印を受け、領事が派出する警察官吏と協同して捕縛する。

第十八条は清国側にこの取極をただちに一般人民に告示して、清国の地主、借地人が他の外国人に転売譲与したりすることを禁止するよう求める条項。

第十九条は日本人墓地について、「該居留地は地区狭隘にして界内に墓地を設置すること能はざるを以つて、日本領事官は清国地方官と協議し、居留地外に於

て僻静空曠にして住民に妨げなき一地を擇び、自ら人民より租借し日本人墓地と為すべし。・・・」

第二十条は土地の尺度について、「本居留地の丈量は英尺五尺半即ち六拾六吋を以つて一步又は一弓即ち清尺五尺に該当し、式百四拾平方弓を以つて一畝となすこと会典に定むるところの如し」(一丈は十尺・・・引用者)

第二十一条は日本商民に最惠国待遇をあたえることと、また将来、他国の居留地が日本より条件がよくなつた場合は日本の居留地にも同様の条件をあたえることを規定。

第二十二条 「本取極書に記載せざる他の事項は彼此別に照会を交換し、本取極書と一併施行すべし」

こうして、長江上流の地、重慶に日本は各国に先駆けて居留地を開設することになった。

(2) 租界発足と居留民会

1. 寥寥の開設

取極書調印の後、租界——日本專管居留地が実際に開設されたはずであるが、それに関する記録は外交文書としては残っていない。おそらくこの日をもって開設されたとするような特別な日付はないのではないかと推察される。というのは、取極書調印六年後の明治四十(一九〇七)年六月十八日付、在重慶領事館領事代理・池永林一の「管轄内区域状況取調の件」と題する報告書は租界についてはわずかに次のように記すだけであるからである。

「我專管居留地は重慶城より長江を隔てたる下流約二哩の右岸にありて、居留地内には宮坂九郎の燐寸製造所あるのみ。欧米人は勿論、本邦人とも多く重慶城内に清国人と雜居せり」

燐寸製造所がいつ開設されたのか、宮坂九郎本人は

か日本人が何人いたかも不明であるが、宮坂九郎が日本領事館で借地の手続を終え、マツチ工場を建て始めた日が租界の実質的な開設日ということになる。日清戦争の戦果として他国に先駆けて獲得した重慶租界ではあったが、必要性の有無、有用性の程度についての考察、調査抜きのもの、いわば先物買いとしての設置であったことを、この池永報告は物語っている。

因みに同報告は当時の重慶および四川省内の居住外国人の数を国別に記録しているので、参考のためにそれを再録しておく。重慶にある外国領事館は日、英、仏、米、独の五館。

重慶

国別	男	女	合計
日本人	二一	三	二四
英国人	二五	一五	外小児八 四八
仏国人	一五	七	二二
米国人	一四	八	外小児五 二七

独逸人 七
 其他外国人 二
 合計 八四 三三 一三〇

なお、このほか「英国砲艦三隻、仏国砲艦一隻停泊し居れり」との注記がある。

四川省

国別	男	女	小兒	合計
日本人	七一	九		八〇
英国人	一〇二	一〇〇	六〇	二六二
仏国人	一八五	三二		二一六
米国人	三三三	四〇	二〇	九三
独逸人	八	二		一〇
其他外国人	二二二	四二		六四
合計	四二二	二三四	八〇	七二五

この数字については、以下の但し書きがある。
 「(四川省) 内地に在る本邦人は学校又は官局等に雇
 聘せられ居るものにして、他の外国人は成都に駐在す

る英仏独の領事三名と其属員及同地機器局に独逸技師三名、高等学堂に米国教師二名あるを除く外、他は尽く耶穌教天主教の宣教師と其家族なり」

これらの表に見る限り、租界開設から六年を経ても重慶では日本人は特に存在が大きいとは言えない。女性の数を見れば、この地に安定的に拠点をおくという意味では、日本人は英米仏各国人に遅れをとっている。また四川省全体についても、日本人の数は英仏両国より格段に少ないが、これはキリスト教宣教師の存在によると見ることが出来る。いずれにしろ、単身の男性が多いこと、また子供のいないこと、がこの時期における日本人の進出の態様をうかがわせる。

2. 現地状況

ここで池永報告によつて、当時の四川省および重慶市の状況を管見しておくことにする。

まず人口であるが、池永報告は「全省の人口は

六千八百七十二万四千八百九十と称するも、実際に調査せられた数にあらざるが故に固より確実なりとは云うべからず。・・・内地旅行者の看る所、其他諸種の事情に抛り想像するに五千万以上の数あるべく察せらるる理由あり」と書き、重慶については「市街の幅員は約四方哩に過ぎざるべきも、之に住する人民の数は三十万と称し・・・」とある。

これらの数字は十年後の大正六（一九一七）年、在重慶領事代理・中村修の「省勢調査」でも、省全体で「六千万以上あるものと見れば大差なからん」、重慶は「まず三十万内外と見るを妥当とすべきが如し」と、基本的に受け継がれている。

次に概況についての池永報告。「四川省は昔より天府の地と称し、清国人の生活において必要とする各種の産物ありて、他省より供給を受けざるも仍ほ能く支持し得らるるの特長あり。特に食塩、阿片、薬剤、生糸、絹織物、茶、石炭等は最も其特長とする産物なり」

「重慶は四川省に於ける唯一の通商港にして、長江（即揚子江）と嘉陵江（俗に小河という）と相会する所に於て半島形を為し、西より東に向けて突出せるの地なり」

そして「本邦人の着目すべき事業」との章を立て、次のように云う。いささか長いが当時の外交官の見方として、煩を避けずに引用しておく。

「清国各開港場の貿易額を比較対照する者は、又、当港貿易額の多大なるを知らん。而して当港貿易額の多大なるは貨物の集散区域の廣大無辺にして豊富なるを示すものなり。其区域たるや当省を除く外、西は西藏（チベット）に達し、南は雲南、貴州の両省を控え、北は甘肅、陝西の両省に及び、実に西方支那一帯に渡り、土地広漠人口夥多にして、当省一省にても其面積本邦と殆んど等しく、人口も亦優に本邦に超過し、氣候適順地味豊穰にして、牧畜盛んに農作物に富み、鉱物に豊かにして山塩の湧出するあり。殊に蜿蜒として

雲貴兩省に跨れる銅脈に至ては是れ真に天下の富源なりと称せり。今や世界列強の海外に於ける勢力扶植に汲々たる今日に当り、今尚ほ此富源の開發せられざるは蓋し交通の不便なるに帰せんか。而して之れが交通の便を得、一旦此宝库の開發せられんか、当港貿易額も更に膨張するを見るに至らん。英国は緬甸(ビルマ)鉄道布設を計画し、仏国は雲南鉄道に無数の人命と莫大の資金を費し、其竣工を急げり。是実に単純なる政治上の玩具に終わらざるを思えば、其経営者の夢想何辺に存するか、識者を俟たずして知ることを得るなり。是れ將に世界に膨張せんとする同胞の如何に滿韓多事なりと雖も西清に富源あること忘るべからざる所以なり」

時はまさに日露戦争の二年後、日本は朝鮮を支配下に収めるべく、李王朝に圧力をかけているさなかであった。国内の目がこぞつて「滿韓多事」の東北アジアに向いているのを、中国西南の奥地で切齒扼腕して

いる出先官員の焦慮が最後の一節にうかがえる。

3. 重慶航路

池永報告が「此富源の開發せられざるは蓋し交通の不便に帰せんか」と書いた状況はほどなく様変わりする。翌(一九〇八)年四月、「川江輪船公司」という船会社が設立され、さらにその翌年十月、湖北省宜昌との間に汽船の運航が始まったからである。

重慶と湖北省宜昌との間に長江の有名な三峽の險がある。兩岸に切り立つた山肌が迫る全長百九十三キロの瞿塘峽、巫峽、西陵峽の三つの峽谷は、今でこそ長江上流の観光スポットであり、また、その景観は李白の有名な「早に白帝城を発す」など古来から詩文の格好の題材ではあったが、舟航には危険がともなった。しかし、前世紀の末ごろから漸く汽船運航の機運が高まり、この頃からそれが実現し始めたのである。

重慶航路については、大正十一(一九二二)年三月

の在宜昌清水芳次郎領事代理による「揚子江上流に於ける列国航業の發展」、同年十一月の在重慶貴布根康吉領事代理による「重慶宜昌間航路本邦汽船に対する人気取調の件」と、在外官員による二本の報告文書が残っている。それはこの年、五月に日本船がこの航路に参入したためと思われ、内容的には重複する部分も多いので、「両者を合わせて航路開設の経緯を追っておく。

「該航路の汽船運航開始は一八九八年二月十四日 Yangtze Trading Company (国籍不詳) に属する小型汽船が宜昌を發し、急灘は曳繩に抛りて遡行し、三月九日重慶に到着したるを以つて嚆矢とす」(貴布根報告)

ところが二年後の一九〇〇年、ドイツの瑞生号という船が処女航海で遭難、沈没してしまつたために、しばらく運航を試みるものが途絶える。そして一九〇八年、四川省に官民合弁の前出、「川江輪船公司」が設

立され、この会社がイギリスで「蜀通号」(六十トン) という汽船を建造し、一九〇九年十月に初めて重慶まで遡航させることに成功した。

さらに一九一三年、同社は百五十トンの「蜀亨号」を重慶——宜昌間に就航させ、「多大の利益」をあげたため、その後、この航路に適した「特種汽船」が相次いで建造され、毎年四月末から十一月中旬まで「重慶——宜昌間の汽船航行は殷賑を極め、自然船体も亦漸次小型より中型に進み、更に大型(総トン数九百余乃至千トン)に改変せらるるに至れり」(貴布根報告)。

貴布根報告は大正六(一九一七)年以降の重慶港出入汽船隻数と総トン数を掲げているので、それによつて当時の航路の規模と發展ぶりを一瞥しておきたい。

大正六年	百十三隻	三万一千百十七トン
同 七年	四十三隻	八千六百九十四トン
同 八年	二百二十隻	五万八千七百二十トン
同 九年	二百七十二隻	七万三千七百五十八トン

同 十年 三百六十七隻 (平均 二百七十一トン)
 十三万三千九十八トン
 (平均 三百六十二トン)

確かに隻数、総トン数ともに目覚しい発展ぶりである。大正七(一九一八)年だけが、前年比大幅に減少しているが、これが中国国内の事情によるものか、あるいはヨーロッパの大戦が最終局面を迎えたことによる影響なのかはわからない。航行可能な期間は長江の増水期にあたる四月末から十一月中旬までの半年強であるから、大正八年以降、就航期間中は毎日一隻以上、同十年は一日あたりほぼ二隻が運航し、船も大型化したことになる。

また、二両報告とも執筆時(大正十一年)現在の就航船の国別隻数とその船名などを記載しているが、国別の隻数は以下の通りである。

清水報告

貴布根報告

英国籍

六隻

八隻

仏国籍	六隻	五隻
米国籍	四隻	四隻
支那籍	三隻	一隻
日本籍	五隻	三隻

このうち日本船については、清水報告では「雲陽」(日清汽船)、「聴天」(天華洋行)、「行地」(同)、「護法」(同)、「宣慈」(同)と五隻の船名が挙げられ、貴布根報告では「護法」、「宣慈」の二隻が消えている。さらに貴布根報告は各船のトン数を記しているが、それによると日本船はいずれも六百七十五トンとあり、これはリストの中では最大級で、同じトン数の船は英国に一隻、米国に一隻、フランスに三隻あるだけである。しかも両報告とも「仏国籍」はフランス人の名義を使っているだけで、実際は中国人の所有であると注釈を加えている。「護法」、「宣慈」の二隻がなぜ半年余の間に姿を消したのかは不明だが、いずれにしろ、最大級の船を三隻ないし五隻そろえて参入した日本はすぐさま長

江航路では一級の勢力となった。

「渝（重慶）宜（宜昌）間の航路に本邦汽船の割込みしは実に本年五月以来なるに拘わらず、今や相当の勢力を占むるに至り、・・・三隻にて挙げ得たる本年度の成績は数年本航路に経験ある他の汽船会社のそれに比して遜色なく、一船が本年終航までに約十八航行により揚げ得たる船賃は優に二十五万円に上るべし・・・」

尚茲に特筆すべきは従来本航路は揚子江上流の減水期、即ち十一月末より翌春四月末迄は汽船航行断絶せしところ、本年は日清汽船会社の経費に係る日清渝チャーター船字水号なる小型船、冬季を通し渝宜間航路に従事することとなりたる結果（尚此外に本冬は峡江と称する小型汽船一隻支那人船舶会社の手により、本航路を航行すべしと）、渝宜間水面は一年を通して日章旗掲揚船航行絶えざることとなり、重慶と揚子江下流地方は勿論、本邦其他の方面との交通更に便利とな

れる一事なりとす」（貴布根報告）

大正十（一九二一）年五月に刊行された活版印刷の「在重慶日本領事館管内状況」には大正六（一九一七）年における重慶と諸外国との直接貿易額が一覧表となつてゐるが、重慶の外国品輸入額は総額で六五七、一七〇兩であり、その内の五一八、九四一兩は香港からで、断然他を圧しているが、日本（台湾を含む）は六一、八五二兩で第二位、三位の米国（ハワイを含む）の三九、七〇三、四位の英国の二四、八六九を大きく引き離している。

4. 居住者漸増

このような重慶航路の開設、発展は当然の結果として、重慶における外国人数の増加をもたらしした。

大正八（一九一九）年十月の「在重慶領事館報告」に重慶在住外国人数があるので、それを再録すると、

欧米人

	英	米	仏	独	其他	計
官吏	九	一	一	ナシ	ナシ	一一
医師	一	一	三	一	ナシ	六
商人	三五	五	一	二	三	四六
宣教師	三九	二四	九	ナシ	ナシ	七二
合計	八四	三一	一四	三	三一	三五
日本人						
職業別		戸数	男	女	計	
官吏		四	四	二	六	
医師		一	二	二	四	
支那官署雇用者		一	一	一	二	
貿易商		五	八	七	一五	
燐寸製造業		一	二	一	三	
雑貨商		一	二	一	三	
会社員		四	一六	二	一八	
商店員			四		四	
新聞通信業		一	一		一	

産婆 一 一
 理髪業 一 一
 工場労働者 一 四 二 六
 被雇人 三 四 三 七
 支那人妾 一 一 一 一
 外国人妾 一 一 一 一
 合計 二四 四九 二四 七三

この数字を前掲明治四〇（一九〇七）年の池永報告のそれと比べてみると、日本人以外の外国人も一〇六人から一三五人へと増えているが、日本人は二四人から七三人へと三倍増である。欧米人の内訳ではアメリカ人が増えて、仏、独両国人が減っているところから見て、第一次大戦の影響であることは明らかで、大戦中に日米両国が中国大陸に進出の度を大きくしたことが、重慶においても裏付けられる。また、職業別に見ると、欧米人では宣教師が七二人と半数以上を占め、あとはほとんど商人（四六人）であるのに対して、日

本人の職業の多様なのが目につく。

この内、専管居留地の住人についての数字はないが、製造業は城内では認めないという当初からの約束があるから、燐寸製造業は前表から引き続いて宮坂九郎の工場と見て間違いなからう。戸数一、男二人、女一人は一家と見るのが自然か。そのほかでは工場労働者に区分されている六人（男四人、女二人）も居留地住人であろう。戸数一とされているところから見て、一カ所に居住しているはずであるが、その所属は不明である。

この二年後、大正二〇（一九二二）年の重慶領事館の管内状況報告にいたって、ようやく居留地の状況がやや詳しく述べられている。

「我居留地は其位置重慶城市を去ること遠隔にして其間の交通（長江を横断せざるべからず）亦不便尠からざるに依り（殊に夏季増水期によりては舟行の危険甚だしく、往々にして重慶との間交通の杜絶を見るこ

とさえあり）、今日尚未だ何等経済的發展の跡みるべきものなし。環象マミに急激なる変化を見ざる限り、之を近き将来に期望すること亦難きに似たり。今日の状態を以て近き将来を推さんか、只夫れ重慶に於ける法人の發展に伴い、法人の倉庫又は工場地として多少の發達を見るに止まるべきや。

目下邦人の経営に係る有隣公司（燐寸工場）及又新絲廠（製糸工場）を外にしては、四百に充たざる在來の支那農民の居住農耕に従事せるものあるに過ぎず」
〔一〕内は原文

として、続いて「最近の調査に依れば域内の人口左の如し」と、次の表を掲げている。

職業別	人口（日本人）	支那人
工場事務員	九	—
工場職工	—	五九四
農 民	—	（又新 四〇五、有隣 一八九） 三五二

派出所巡査

一

同支那巡捕

四

計

一〇

九五〇

ただ、奇妙なことに、日本人九人について備考欄には「又新絲廠邦人事務員及家族」とだけ記されて、有隣公司の名前がない。「工場職工」欄によれば同公司に一八九人の中国人職工が働いているのだから、日本人が一人も住んでいないとは考えにくい。おそらく備考欄はたんなる書き落としてであろう。とすれば、二年前の領事館報告の「燐寸製造業三人」が有隣公司、「工場労働者」の六人が又新絲廠の事務員とその家族と見ていると思われる。

その九人に巡査一名を加えた十名がこの段階での専管居留地の全邦人である。取極書締結以来二十年が経過したにもかかわらず、このような状況であったということは、ここに租界を開いた日本政府にとつても、また日本人をいわば先駆けとして定住させ、それを呼

び水に王家沱に外国人を集中させて、城内から外国人を排除しようとした四川当局の思惑もともに外れたこととなる。

ただ、日本人経営の二つの工場で六百人近い中国人労働者が働いていた事實は、居留地開設が現地にかなりの変化をもたらしたことを物語る。居留地内の農民、三百五十二人は「在来の支那農民」とすれば、六百人近い労働者の大部分は近在から集められたはずで、「何等経済的發展の跡みるべきものなし」との言は、居留地開設を日本（人）の勢力拡大という一地点で期待して、それが思うにまかせないのを嘆くのみといった当時の出先官員の見方をはからずも露呈している。

さて、この報告の二年後の大正十二（一九一三）年二月付け「重慶専管居留地租借面積調に関する件」という前出の貴布根副領事による報告文書が残っている。これは居留地内の土地の租借状況（面積、租借料、

地税)を東京の民間業者(京橋区南鍋町一の九・天華洋行・三木五郎)に委託して調べたもので、土地の利用状況、区画などがわかる。

別掲図面(一五二頁)にあるように、居留地は南北に流れる長江の右岸に沿って中国尺百丈を短辺に、東側に三百五十丈、西側(減水期に現れる岸辺)に五十丈の短冊形の地形であるが、日本尺の実測によれば短辺は百五十九間四分弱(289.1メートル)、長辺は六百六間六分強(1,101.8メートル)、総面積は九万六千六百六坪(319,379.4平方メートル)である。

そして、この短冊形の土地のうち長江右岸から東へ百丈分を上等地、その東二百五十丈分を中等地、下等地と分けているが、中等と下等の境界は定かではない。というのも、この当時、実際に租借の対象となっていたのはほぼ正方形の上等地の部分だけであるからである。この百丈四方を縦横に三等分して九区画に分け、河岸沿い上流から下流に向かって第一号地、第二号地、

第三号地とし、その東側に同様に四号地から六号地、さらにその東側を七号地から九号地と区分している。

調査時点で借り手がいたのはこの内さらに第一号地から第六号地までで、その名義は以下のようになっている。

第一号地	清水銀次郎	一二五七坪強
二	日支合弁 又新絲廠	(7,461.6 m ²) 二五六一坪強
三	武林洋行	(8,466.6 m ²) 一八五〇坪強
四	宮坂 九郎	(6,116.1 m ²) 九五〇坪強
五	日支合弁 又新絲廠	(3,140.7 m ²) 二五六一坪強
六	宮坂 九郎	(8,466.6 m ²) 一四二三坪強
		(4,704.4 m ²)

正方形を九等分したにしては、面積に大小があるが、又新絲廠が租借している向かい合わせの第二、第五号地がほぼ標準で、第一、第三号地は長江の沿岸が湾曲しているため、面積が削られ、又新絲廠をはさんで第四、第六の二区画を租借している宮坂九郎（有隣公司）はそれぞれの区画の約四割、約六割を借りるという変則的な借り方をしているためである。

因みに租借料と地税はそれぞれ「上等地一坪銀一弗八仙九厘強」、「一坪銀十六仙三厘八毛強」であり、既払租借料は「銀一萬二千六百三十九弗」、年税は「銀百八十九弗五十八仙五厘」とある。なお、借り手の内、清水銀次郎と武林洋行はここで初出であるが、居留地で何をしていたのか、いやそもそも租借したのは確かでも実際に住んだり、事業をおこしたりしたのかどうかは不明である。

大正十五（一九二六）年六月の「重慶概覽」（重慶領事館巡查部長・藤井又一執筆）に同年四月現在の重

慶在住外国人及び日本人の数が記録されている。載録すると、外国人は

英人	一八五人
米人	八八人
仏人	六三人
独人	五二人
露人	一三人
伊人	四人
瑞典人（スエーデン）	三人
其他	一人
合計	四一九人
日本人は「総数二二二人、戸数四二、男六八人、女五三人」であり、男六八人の内訳は	
官吏	六人
支那官署傭聘者	二人
医師	一人
教師	一人

会社員	一一人
貿易商	四人
新聞通信業	一人
商店員	八人
工場事務員	一六人
被傭人	四人
旅館料理業	二人

である。そして、このうち「居留地邦人は男女合計二三人」とあるが、その内訳は記されていない。

前掲の七年前（一九一九年）の同種の統計と比べてみると、欧米人は一三五人から四一九人へと、三倍以上への激増である。第一次大戦が終了して、欧米人がどっと押し寄せてきた様子がうかがわれる。日本人は七三人から一二一人であるから、全体としてイギリス人に次いで二位ではあるが、伸び率はイギリス人に及ばない。表中に教師一人とあるのは、この間に日本人学校が創設されたためである。

「概覧」には日本人の活動について、「因に邦人の商業に従事する者は輸出入業務を主とし、資本金（日清汽船会社重慶出張所を除き）一万円以上の者八人、其取引高年額三万円以上三十五万円にして、逐年堅実なる営業成績を挙げつつあり」との記述があるが、表では貿易商四人のほか、あとの四人が表中のどこにいいのかはわからない。

居留地については「工場事務員一六人」とその家族、それに巡査が住人の大部分であろうことは想像されるが、それ以上のことは手がかりがない。

5. 学校開設と居留民会規則

このように重慶在住邦人が増えた結果、小学校が開設され、また居留民会規則も定められて、日本人社会が形を整えてゆく。居留地だけの問題ではないが、これらの経過を一瞥しておきたい。

小学校が開設されたのは大正十四（一九二五）年四

月であるが、前年十二月二十六日付けで貴布根副領事から「補助金稟請の件」という公電が出されていて、背景がわかる。

「在留邦人は今や八十余名に達し、今年年中に学齡児童たる者の数、既に六、七名を算するに足るを以つて、之を従来如く放任し置くは啻に時勢の進運に背馳せるのみならず、揚子江上游経済的第一線に在つて活躍せる邦人の發展上、前記の通り多大なる障害（子弟教育のための家族別居など）たるに相違なきにより、当地在留官民は極めて努力したる醸金をなし、開校費に当て、愈大正十四年四月一日より当地に小学校設立の事に一同賛成確立し、不取敢来一月一日より小学校付属幼稚園の開園を奉行することに相成候。

然るに当地は豫て御詳悉の通り日清汽船会社出張所其他二三会社支店等を除くの外、余裕ある在留民少数なるを以つて、右維持の費用負担は極めて困難なるにより之が補給を他より仰ぐに非れば、到底永く維

持難致候間、叙上の事情特に御同情の上、来る四月より最高限度の小学校補助金御支撥方御詮議相成候様致度・・・」

この結果、政府より年額千円の補助金が支給されることになり、「重慶日本尋常高等小学校」が予定通り同年四月一日より重慶城内驛馬店に開設された。ちなみに開設時の在校生は幼稚園生男女一人づつ、尋常科一年に男児三人、同二年に女兒一人の合計六人。翌大正一五年には一年から四年までに男女五人づつ合計十人に増える。教員には長野県出身の神谷博（当時三十歳）が妻芳子（同二十九歳）を伴つて着任した。

この小学校開設にあつては、重慶在住の日本人が組織的に活動したことが伺えるが、その非公式の居留民会を領事館令に基づく公式なものとする動きが昭和二（一九二七）年に入つて本格化する。同年二月二五日発の後藤祿郎領事代理が同会規則について本省の認可を求めた公電がその間の事情を説明している。

「從來当地に於ける居留民会は重慶及其付近に在留する帝國臣民の任意組織せる一種の社交的機關の變化し來れるものなるが、本会は今や教育（小学校幼稚園の経営をなす）衛生其他公共事務を処理し、其施設に要する経費を支弁するため、各会員より応分の会費を徵收し、且つ公共的財産を管理及び処分をなし居れば、之が監督取締上従来の如き私的会則を以つてしては其目的を十分に達し得ざるのみならず、予算の査定及其収支の如何は既設学校教育、衛生事務に直接關係を及ぼすべきものありと認むるにつき、之が監督指導上是非とも別添重慶居留民会規則案の如き館令を發布するの必要あり・・・」

ところが前年の末からこの年の初めにかけては、前年七月に広州を發した國民革命軍の北伐が長江一帯に到達し、一月一日には武漢國民政府が成立した。五日、同政府は漢口の、六日には九江の英國租界を回收した（兩國間に正式に租界返還の協定が締結されたのは二

月十九日と二十日）。この長江中流域における政治的變化は上流の重慶にも小さからぬ衝撃を及ぼしたであろうことは容易に想像がつく。領事館令にもとづく居留民会規則を整えようとした矢先に居留民は重慶から避難する事態となつたようである。

同年九月一九日發の同領事代理の公電は、二月に館令發布を請訓した後の状況を説明して、「其後長江一帯の動乱のため避難引揚により其俛と相成り居る處、最早在留民も漸次復歸し來り、・・・此際確たる民会を組織するため館令發布の要ありと認めらるるに付」と述べ、あらためて回訓を求めるとともに、事態の回復に半年強を要したことを明らかにしている。

これに対して外務省は十月三日、「貴案館令發布差支ナキニ付、公布ノ上ハ報告相成リタシ」と回答し、同一月二日、「重慶居留民会規則」が公布されて、重慶城内、租界を合わせた居留民会が正式に発足した。規則は全三十二条。主な内容は（一）、教育、衛生

その他居留民の公共事務を処理するため、居留民に課金を賦課する。(二)、二十歳以上の男子による選挙で七名の評議員(任期一年)を選出し、その中から会長、副会長各一名を選挙で選出する。(三)評議員会は諸般の事務を審議し、領事官の諮問に対し意見を陳述する。(四)、理事一名を置き、理事は会務を処理する、などである。当時の状況を物語るのは、規則自体が領事館によって公布されたのと呼応するように、評議員及び会長、副会長の選挙結果、評議員会の議決事項、予算はいずれも領事官の認可を受ける必要があるとされていることである。

翌昭和三(一九二八)年三月には普通と特別に分けられた賦課金の額や選挙細則、評議員会の権限などを定めた「施行細則」も決まる。個人対象の普通課金の額は「月額銀一千弗以上の収入ある者・・・銀三十弗」から収入五十弗以下の五十仙まで十等級に分けて徴収することにしており、その等級は毎年四月初めに評議

員会における査定で決まるが、それに「異議ある者は理由をつけて三日以内に再査定を要求することを得」とされている。

また、個人でなく法人に課せられる特別課金は「一、事業の種類及び態様、二、資本額、三、取引高、製造高若くは請負高、四、資産収益の多少の諸項を総合して査定す」とされている。

こうして、租界設置の取極書締結以来、三十年弱を経て重慶の日本人は自らの組織を整えたわけである。全体の印象としては、繁華の重慶城内で商取引に従事する日本人はともかく、租界においては日本の専管区域とはいえ地理上の不便から思うような発展は見られなかったという感は否めない。

しかし、前掲の二資料など中国側の記述では大きくその様相を異にすることには触れておくべきであろう。「中国租界史」はこう書く。

「日本が王家沱に租界を得るや、それはたちまち『四

川内地の一つの小日本国』に変貌した。まず経済的略奪、ダンピング、原料強奪、市場独占、工場開設を進めた。租界内には有隣公司、大阪洋行、又新絲廠、武林洋行、日清公司が開設され、それに多数の日本軍艦、商船などが国旗を掲げて王家沱の川面に停泊し、大量の日本商品が重慶に流入した。第一次大戦勃発以後、重慶市場は完全に日本商品の独壇場となった」（同書 八八頁）

確かに前述したように、重慶在住日本人は一九〇七年の二四人から一九年には七三人へと第一次大戦中に大幅に増加した。とは言っても、同年の英国人は八四人を数えるし、英国の商人三五人に対し、日本人の貿易商、会社員、商店員の男性は二八人である。「重慶市場は完全に日本商品の独壇場となった」という表現は政治性が過ぎないであろうか。二六年の「重慶概観」（前出）の言う「逐年堅実なる營業成績を挙げつつあり」というところが実態に近いと思われる。

それになによりも、あたかも租界が日本人の活動拠点であるかのごとき文章の運びであるが、文中の大坂洋行、日清公司（汽船会社）という会社が租界内に存在した記録は今のところない。重慶における日本人の地位の相対的高まりと日本だけが租界を持ったという事実を強引に結びつけたというところではないか。

同書は続けてこうも言う。

「日本人は租界内の中国商民に対して専横を極め、したい放題であつた。条約では火薬など有害物品は勝手に持ち込めないのに、日本商民は公然と武器を携帯して、街を練り歩き、中国人を殴打した。・・・日本の水兵は酔つて裸体でどこにでも入りこみ、ほしいままに中国の婦女子を凌辱した。日本の工場内の中国人労働者に対しては存分に圧迫と搾取を加え、『骨から油を搾つて、座してそれを奪つた』」（同）

また、前掲鄧沛論文は宮坂九郎のマッチ工場についてこう書く。

「友隣マミ」公司はもともと当地では六社のマッチ工場が支配していた市場に割り込んで、製品を大量に重慶及び四川、雲南、貴州の各地に販売し、大きな利益を上げた」

こうした租界内の状況を描写した日本人の手になる記録は今のところ見当たらない。したがって、真偽のほどについての判断は控えておくしかない。ただ、重慶の日本租界についての中国側の記録には、総じて何ゆえ日本なんぞに、それも日本だけに租界を与えたのかという口惜しさが強く感じられる。それはこの租界の持つ一面の事実として、認識しておくべきであろう。さて、居留民会規則の公布が国民革命軍の北伐という外の世界の動きによって延期を余儀なくされたのは、重慶における日本人社会がその後遭遇する運命を予兆させるものであった。一九二〇年代末から三〇年代にかけて中国の国内情勢および日中関係は大きく変動するが、それは重慶の日本人社会と日本租界を大き

く揺さぶり、この後およそ十年でそのいずれもが消滅するのである。

(3) 短命の終焉へ

1、続くトラブル

前節で見たように、一九二〇年代後半、中国国内が国民革命軍の北伐によって民族意識が高まり、租界回収への機運がもり上がったちょうどその時期によく組織としての形を整えた租界居住者を含む重慶の日本人居留民会であったが、その後の歩みは時勢と内部のトラブルできびしいものとなった。

まず、昭和五（一九三〇）年五月、居留民会規則改正という問題が持ち上がる。同年五月二四日付けの清野長太郎領事のこれに関する請訓電が、当時の日本人社会の状況を説明していて興味深いので、やや長いが引用してみる。

「当地居留民ハ重慶城内ト專管居留地トノ二地域ニ
 大体ニ、一ノ割合ニ分住シ、之兩地域ノ間隔ハ約二キ
 ロニ達シ、其間ニ於イテ揚子江ト嘉陵江合流シ、水勢
 急ニ隨時随処ニ險灘渦巻ヲ現出シ而シテ渡江ハ小型ノ
 民船ニ依ル以外途ナキニヨリ、兩地域間ノ来往ハ不便
 且危険ノ有様ナルニ加工、城内方面ノ居留民ハ主トシ
 テ商業ニ従事シ居留地方面ノ居留民ハ工場関係ノ職工
 若ハ事務員ナルカタメ兩者間ニハ交際少ナク自然意志
 ノ疎通ヲ欠キ居リ、且ツ前頭ノ如キ交通状態ナルカ故
 ニ、一方ノ地域ニ於ケル民会ノ設置ハ他方地域ノ居住
 者力之ヲ利用スルニ甚タシク不便ヲ感シ、又民会ノ事
 務は少数役員ニヨリテ專断のニ掌握セラレ居ル事情モ
 アリ、殊ニ役員選挙ハ連記投票ナルタメ今年度ノ如キ
 ハ過半数ノ力ニヨリテ役員全部ヲ城内方面ヨリ選出シ
 タル次第モアルニ付、愈々兩者ノ感情隔離シ互ニ難癖
 ヲ附ケテ他ヲ非難排斥スル傾向益々露骨ナラントスル
 ニ至リタルヲ以ツテ本官ハ其調停ニ努メタル次第ノ処

兩地区居留民共ニ

一、居留民会ノ役員ハ一地域又ハ一派ノミヨリ選出
 シ能ハサルコト

二、役員ノ権限ヲ狭メ会務殊ニ会計事務ヲ專断的ニ
 措置スル能ハサルコト

三、重要事項ハ居留民大会ヲ開キテ議決スルコトニ
 致度シトナシ右ノ趣旨ヲ骨子トセル規則ノ発布ヲ希望
 シ来レルニ付大抵旧居留民団法施行規則ニ則リ之ニ当
 地特殊ノ事情ヲ斟酌シテ案ヲ立テ一般居留民ニ内示シ
 テ其意見を聴取シタル末更ニ改訂ヲ加ヘ別紙ノ通り立
 案致シタルニヨリ条項中ニハ類例ノ無キモノアルモ甚
 タシク御差支ヘナキ限り発布方御承認相仰度
 右請訓ス」

残念ながら電文中の「別紙」がすでにないため、「類
 例ノ無キ」条項がどのような内容であったかは不明で
 ある。これに対して本省からは「他ニ類例モナク斯カ
 ル趣旨ヲ館令ニ掲記スルハ大ニ研究ヲ要スルトコロナ

リト認メラル」との返電があつたことから察するに、選挙結果に領事館がなんらかの関与をするものであつたようである。これまでも見てきたところであるが、この当時、外地にあつては領事館（公使館は勿論）と居留民との上下関係は、現在では想像できないほどに開いていた。

結局、この問題は九月に改正された新しい「規則」で、理事（前出規則の「七名の評議員」は「七名の理事」と改められた）の「選挙ハ無記名ノ三名連記投票ヲ以ツテ之ヲ行フ」との規定にすることで、城内側が全理事を独占できない仕組みにして落着いたようである。

続いて「居留民取締規則」の改訂が行われる。紛らわしいが、これは「居留民会規則」とは違って、領事館が居留民の管理のために公布していた館令である。同年十月、同じく清野領事から同規則の次の二か条を削除したいという請訓が出される。

その二か条とは、

「第四条 居留民ニシテ一戸ヲ構エタルトキハ世帯

主及同居者ノ氏名ヲ書シタル門札ヲ掲ク

ヘシ

第八条 居留民ニシテ支那人其ノ他ノ外国人ヲ雇

入レタルトキハ其ノ現住所職業 氏名、

生年月日ヲ記入シタル書面ヲ以テ届出ツ

ヘシ之ヲ解雇シタルトキ亦同シ」

である。いずれもとくに問題のなさそうな条項であるが、なぜ削除したいのか、同領事はその理由をこうのべる。

「第四条ノ門札ノ如キハ排日運動勃発ノ場合支那人

ノ注意悪感暴行ヲ招ク因トナラサルヤモ保シ難ク又第

八条ノ届出ハ日々ノ如ク三人五人ノ男女工ノ雇替リヲ

ナシ居ル当地邦人工場等ニ於テハ煩ニ堪ヘサルコトト

存セラレ・・・」

ここには租界回収などを目指す中国の「国権回復運

動」が重慶における日本人社会に相当な圧迫感を与えていたことが示されている。排日運動の勃発に備えて門札を出さずにおきたいというのは、日ごろから周囲の中国人の日本人に対する態度に、なにかきつかけがあれば暴行にも及ぶのではと予想させるものがあつたということであるし、後段は租界における工場での中国人労働者の就業状態がきわめて不安定であつたことを物語る。

本節冒頭の清野電が伝える城内と租界という住地の違いによる日本人どうしの反目や対立も、こうした周囲の情勢がきびしくなる中で増幅されたものである。重慶の日本人たちは翌年、二回目の撤退を余儀なくされる。

2. 回収運動激化と満州事変

昭和六（一九三一）年は日中関係の歴史においては満州事変の始まった年として特筆されるが、じつはこ

の年は北伐を完成してともかく国内統一を果たした国民政府が、年初から各地の租界の回収へ向けた動きに乗り出した年でもある。

この年一月三〇日付け上海村井総領事の公電は国民政府の王正廷外交部長が北京からの帰途、濟南で「本年中に十余カ所の租界の回収を決定したが、その名称は目下のところ言明に便ならず」と語つたという同日二九日付けの上海『時事新報』の記事と、翌日付けの同紙社説を伝えている。

その社説は租界の回収は「小より大へ」の方針を進めるべきで、「吾人が本年中に回収の要ありと認むるは、第一に漢口の日仏租界、第二に天津の英仏日伊租界、第三は杭州、蘇州、沙市、福州及び重慶の日租界にして、これらはいずれも回収の可能性あり」と論じ、さらにその理由をこうのべる。

「要するに各国が中国各地に有する租界は恰も人体における創痕の如きものなれば、之が治療は先ず局部

内的小手術に依りて漸次病毒を抽出し、最大の創口は健康の回復を待ち、大手術をなすと同様に、上海租界の回収は各地租界の回収後に於いて全力を傾注すべきなり」

五月、国民政府外交部は各地租界の沿革、行政及び経済状態を四ヶ月以内に調査して、結果を報告させることにし、黄河流域、長江流域、珠江流域に分けて三組の主任と補助員を決定し（同月二二日、村井総領事電）、六月には租界回収のための三委員会（共同租界回収委、英米仏租界回収委、日本租界回収委）を設置し、それぞれの委員長（日本委の委員長は王家楨）を任命した（同月二三日、漢口・坂根総領事電）。

こうした中央政府の動きを受けて、重慶では八月末頃より租界回収の民衆運動が盛り上がり、奇しくも柳条湖事件の発生当日の九月一八日に「王家沱日本租界自主回収四川各界民衆代表会議」が開かれなど、はるか離れた満州での戦乱と同時進行で運動が広がって

る。この前後の動きについては日本側には記録は見当たらず、以下の記述は中国の李榮忠編「收回重慶王家沱租界鬭争档案選 一九三一——一九三二」（『四川档案史料』一九八五年第一期）による。

記録にある最初の行動は八月三二日。巴県の「民氣激昂」して各団体が集会を開き、租界の回収は中央の規定方針であるから、王家沱の日本租界を武力で回収すべしといった発言がおこなわれた。そしてそれを心配した日本政府が南京で中国外交部に、事実なら交渉の前途に有害であり、民衆の行動に注意して欲しいとの申し入れがあつたので、実情を知らせよとの国民政府外交部から現地当局への照会電が残っている。

ついで九月一五日、重慶市と隣接の江北県、巴県の地方自治促進会代表による聯席茶話会が開かれ、一八日午前十時から巴県地方自治促進会の講堂でさらに範圍を広げた会議を開催することが決まり、翌日、この三促進会連名で一市二県「王家沱自主回収各界民衆運

動準備会の通知」が発せられる。

この通知で目を引くのは、運動の趣意として「王家沱日本租界の条約を点検するに、本年八月に期限満了を迎える。そこで政府に交渉を行うよう要請したが、これまでなんらの結果も得ていない」とのべている点である。

ここで言う「条約」とは、言うまでもなく一九〇一年の「重慶日本專管居留地取極書」であるが、この協定には期限はない。にもかかわらず、なぜこの年に期限が満了したと主張しているかという点、第十条にある「地券ノ有効期限ハ三十年トス」の一句を誤解したのである。この一句は続けて「期滿後ト雖モ地券ヲ書換工借地権ヲ繼續スルコトヲ得」とあることで明らか

なように、日本人が租界内の土地を借りる場合の規定であつて、租界そのものの期限を定めたものではない。八月というのは署名の期日が日本暦「明治三十四年九月二十四日」とならんで中国暦が「光緒二十七年八月

十二日」であるからである。

今から七十年以上もの昔、さらに三十年も前の取極書そのものを見た人はきわめて限られていたであろうが、とにかく「三十年云々」の一句だけが、巷間に伝わったのであろう。それが運動の引き金となったのである。

こうした事態に現地日本領事館の清野領事は現地当局に一七日、「もし不祥事が発生すれば、両国の不幸であるから、取り締まって欲しい」との書簡を送っているが、この段階ではまだ民衆の誤解に気付いていなかったのか、「期限満了」説には触れていない。清野領事がこの誤解に言及するのは、一八日の集会の後、四川省督弁・劉湘にあてた書簡である。

一方、一八日に巴県の馮均逸県長から督弁・劉湘にあてた報告電は、「条約期限が満了したのだから王家沱を取り戻せと民衆の憤懣が高まっている」と、この通説に組している。もっとも同時にこの報告電は「運

動の指導者のほとんどは知識分子であり、正義の主張にもとづき、秩序を守ることをわきまえているので、決して踏み外した挙に出ることはない」とものべている。

さて、一八日の「王家沱日本租界自主回収四川各界民衆代表会議」であるが、全体の参加者の人数については後述する二四日の大会が採択した日本領事あての呈文の中に「機関、法団、各民衆団体七十人、団体代表一百余人」とある。また、執行委員九人の選出母体として、市商会、江北県工会（労働組合）、江北県指委会、重慶職工俱樂部、巴県自治会、江北自治会、重慶市絲織公会、報（新聞）会協会、江巴市県教育会、江巴市県団務会、反日会の各組織の名が上がつているところから見て、かなり広範な分野の人たちが集まったことは想像できる。また、運動を進める組織として、総務部、指揮部、宣伝部、救済部を設置し、さらにその下に秘書、財務、調査、糾察、講演といった仕事別

の担当者配することになっている。

会議では主席をつとめた巴県地方自治促進会総務主任の張筱門という人物が会議の召集理由を次のように説明した。

「今日、なぜ同志各位を召集して会議を開いたかといえば、それはわが中国がこれまで各国の圧迫と支配を受けているのは、わが国政府に力がないためであり、一言でいえば民衆の団結に力がないからである。現在もつとも憎いのは東隣の日本を措いてない。わが台湾を奪い、最近の東三省、吉林でのさまざまの出来事もすべて日本の策謀によるものである。われわれはそれを注視している。わが王家沱は日本租界の源であり、満州清政府の宝彘が彼らと協約し、それに縛られている。そのころ我々人民は何も知らなかった。現在、租界の期限は満了するので、今年六月、県政府と自治会を通じて中央に電報を打ったが、なんの結果も得られていない。民衆が立ち上がって、自主的に回収し政

府を後押ししようではないか」

この会議について、劉湘は二一日に南京の外交部あてに電報で報告し、指示を仰いでいるが、その報告に租界に関する日本政府の立場をのべた清野領事の書簡を付している。その趣旨は、(一)、幣原外相が日本の国会で演説したように租界を永久に保持しようとするものではない。治外法権問題などが解決した後、両国当局間で引き続き交渉し、速やかに解決したい。(二)、当地の一般人民は本協定を地方行政官と日本の領事との間で結ばれたもので、地方政府が廢約、回収できる、と考えている。しかし、租界の存否は地方で決めることはできず、中央で解決しなければならぬ。(三)、当地の人民は租界条約が本年八月で期限満了したと考えているが、それは借地権のことで租界そのものものではない。(四)、すでにのべたように租界の存否は中央で解決すべきであつて、もし大衆が直接行動に出て、暴力で回収するようなことになれば、敵国の軍艦

も職務上黙視することはできず、不祥事の発生は免れがたいし、また両国の世論は激昂して、両国間の紛糾は拡大するであろう、というものである。

この書簡で清野領事は「期限満了」という誤解を糾そうとしているが、この誤解はその後もいっこうに解けない。一八日の拡大会議の後、民衆側は次の行動として彼らの主張する「期限満了」の当日、二四日に「市県各民衆開運動大会」を「巴県政府大操場」で開催する。この運動大会では「民衆に告げる書」、「租界内のわが民衆に告げる書」、「重慶在住日本僑民に告げる書」、「日本領事に期限通りに廢約を求める呈文」の四文書を採択した。

最初の「民衆に告げる書」の趣旨は一八日の集会のそれとほぼ同じであるが、末尾に以下のスローガンを掲げている。1、打倒日本帝国主义！ 2、対日經濟断交実行！ 3、王家沱租界の徹底回収、不平等条約撤廢！ 4、当地政府は日本に嚴重抗議せよ！ 5、

民衆は団結して政府の後ろ盾となり、租界回収の目的を果たそう！ 6、孫（文）先生の主張を遵守し、三民主義を實行しよう！ 7、中華民國万歳！ 8、運動大会万歳！

次の「租界内のわが民衆に告げる書」は以下の具体的な行動をよびかけている。

「租界内で日本人に雇われている華人、巡査たちよ、今日から自主的に租界を出て、日本との関係を絶ち、政府が接收に派遣する人員の指示に従え。」

租界内の店舗、住宅に居住する華人たちよ、今日からともに立ち上がり、わが政府に速やかに接收員の派遣と秩序維持のための警官の増派を要請せよ。

租界内の同胞たちよ、今日からともに立ち上がり、永遠に対日経済断交の使命を担い、労働、食料、燃料を提供するな。

個人々が決意を固めて、これらを実行すれば、われわれは尊敬するし、従わずに外国人に媚を売るなら、

われわれ民衆全体の公敵である」

また、「重慶在住日本僑民に告げる書」では、次のように日本人に現地を離れるよう求めている。

「情勢を判断して、ともに貴国政府に期限が満了した王家沱を返還するよう督促して欲しい。また、期日通りに準備を整えて、わが政府の保護のもとに重慶を離れ、公憤をなだめて欲しい。すべての財産はわが政府が暫時保管して、絶対に損失はないようにする」

「日本領事への呈文」では、王家沱租界での日本人の悪行を「擅捕華人、侮辱婦孺、包庇烟賭私娼、擾害附近住民、曠使奸商偷漏、減少国家税率、種種背約、危害人民地方、不勝屈指」と列挙した上で、前述の一八日の会議について触れている。さらに満州における日本軍の行動を各地の地名をあげて非難し、「北京市の（国民）党部、大学の学長たちが人々を率いて国難に赴こうとしている時に、わが四川民衆が背後にあって生をむさぼることなどできようか」、「本会は

七千万同胞を糾合し、革命外交の精神に則り、断固たる手段で日本の帝国主義者とわたり合い、目的を達するまで運動を続ける」と決意をのべている。ちなみにここに引用した租界内における日本人の行動についての表現が、その後の資料などでは重慶租界の情景描写の典拠となっているようである。

3. 邦人引き揚げ、租界閉鎖

このように情勢が緊迫化したことにより、日本国内の新聞にも重慶の動きが載るようになる。十月四日付け東京朝日新聞二面に「重慶の形勢不穩、各地排日の状況」の見出しのもと、次の記事が見える。『上海三日発聯合』中支及び南支各地における邦人の状況左の如し。(重慶) 日本領事館の壁に二、三十枚の反日宣伝ピラがはり付けられるに至り形勢樂觀を許さず。反日会は日清汽船の買弁、警察署の通牒、水先案内等の名を新聞紙上に発表し、三日以内に退去せざれば手段を

選ばずと脅迫してゐる」。ここに言う「退去」とは、対日協力者の華人に租界からの退去を求めているのである。

十日付けの同紙二面には「重慶の全邦人、引揚の外なし」として、『佐世保電話』八日重慶発佐世保鎮守府着電「重慶警備指令劉湘は反日会に対し嚴重に取締つてはゐるが反日思想は漸次盛んとなり邦人の商取引にますます圧迫を加え七日は日清汽船の食料品を差押さえまた同日軍艦比良(注・当時、重慶に停泊して警備にあつてた小型砲艦。後出)に積込む糧食を押収した。当地停泊中の日清汽船雲陽丸は減水期に向かふので十月末下江の予定だが当地在留邦人九十五名は全部同船で引揚のやむなきに至つて居る」とある。

十三日付けにはこんな記事もある。見出し「重慶の我警察署を射撃、直に嚴重抗議す」、本文『上海特派員十二日発』重慶来電によれば十日午後零時半七、八名の暴徒日本租界に現れピラをはりピストル六発を放

ち二発は我警察署に命中し犯人は逃亡した。右事件につき我領事館は直に劉湘氏に嚴重抗議をなし犯人逮捕処罰を要求すると共に、この事件の責任は支那側にあることを明らかにした」

そして十六日付け。「重慶の邦人、全部引揚」、「重慶十五日発電通」在留民九十二名は十五日午後四時東洋丸で漢口に向け引揚げた。清野領事も予定を変更し一行と共に引揚げた。引揚前日支那官憲立会の上邦人財産の檢證をなし劉湘氏が領事館以下邦人の財産保護管理をなすに決した」

滿州事変による日中關係の悪化、租界回収運動の激化の波の中、清野領事は「日本人タルノ誇ニ於テ營業居住シ能ハサル事態」であるとの「引揚告諭第三号」を出し、昭和六（一九三一）年十月十五日、ついに日本租界は一時閉鎖されることになった。

この閉鎖にいたる直前四年間の居留民会の決算書が残っている。もつともこれは昭和十（一九三五）年五

月四日付けで在重慶中野高一領事が「当地民会は昭和六年末より約二年間閉鎖されおりたる關係もあり、報告の材料蒐集困難なりし為、遅延せる次第なるが、今般ようやく一切判明せるに付別紙の通り査報す」として、事後に作成したものである。

ともかく、その要点を表にしてみると、

年度	普通課金（一人あたり金額）	特別課金（一戸当り金額）	収入総額
昭和三年度	三十三名（四・五〇）	一四戸（二三八・四三）	五八九〇・五〇
四年度	三十三名（四・四四）	二戸（二五四・〇〇）	五七一四・八〇
五年度	四十五名（三・五〇）	八戸（二〇七・〇〇）	九二八四・〇〇
六年度	三十四名（七・六四）	二戸（四九八・〇〇）	八一八八・五〇

（単位、ドル）

繰り返しになるが、普通課金は個人が収入に応じて納めるもの、特別課金は營業利益をあげている商店や企業が納めるものである。なお、収入総額はこの課金収入のほかには教育費国庫補助と学校授業料を加えた額である。五年度、六年度の収入総額が前二年度と比べて著増しているのは、前二年度の教育費国庫補助が

二五〇〇ドル未満であつたのに対して、この両年度は校舎建設補助金に加わり、それが六〇〇〇ドル以上に増額されたためである。

そこで課金、とりわけ特別課金の納付状況をみると、この数年間は年ごとに納付者が減っているのが目につく。昭和六年度にいたっては特別課金の納付者はわずか二戸にすぎない。そのため一戸当りの納付金額は大幅に増えている。この間、普通課金の納付者は五年度に十名程度の増加が見られるものの、大きな変化はない。しかし、特別課金の納付者が減つたためであるう、六年度においては一人当たり納付金額はかなりの増額となっている。

この頃、重慶における日本人の経済活動になが起つていたのか。それを直接説明する資料はない。ただ、きわめて興味深い一通の文書が残っている。それは「三浦課長殿」という前書きと「重慶ニ於ケル官民ノ問題」という本文からなる宮坂九郎の昭和七

(一九三二)年一月四日付けの文書である。同人は既出のごとく、重慶日本租界に真つ先に住みついて、マッチ製造業を始めた人物である。あて先の「三浦課長」は不詳であるが、この文書が外交史料館に保存されているところから見て、外務省の関係課長であろう。

前書きはこう始まる。「領事ト居留民トノ問題ニツキ時々御下問に触シ居リ候モ、之を釈明センカ稍々人身攻撃ニ渡る感アリ、故ニ可成此種問題ノ答案ヲ避ケ居リタル次第ナルモ度々御不審ノ御紙ヲ拜シテ等閑ニ付スルハ、却ツテ居留民ノ為ニモナラスト思考シ、此ニ大体ノ觀察ヲ申述ルトイエドモ・・・」として、決して人身攻撃ではないので、冷静に読んで欲しいと念を押している。

この出だしでわかることは、重慶になにか問題があり、それについての出先公館からの報告に本省が疑念を持ち、租界の草分けである宮坂氏に何度か事態の説明を求めていたということである。

本文は箇条書きふうに一から十五まで一節ごとに番号がふられているが、その一を全文引用する。

「不平等条約撤廃ノ提唱ヨリ以来、外交関係各処共ニ円満ヲ欠キ常々排日気分ヲ加味シ居リシガ、重慶ニアリテハ三重公司ノ豚毛搬出事件ガ重慶領事館開設以來未曾有ノ出来事トシテ、更ニ二転機ヲ劃シ支那官憲ハ日本領事ニ対シテ侮蔑的態度ヲ取り、軽視スルニ至リテ、当時ノ重慶諸新聞ハ日本警察官越界盗貨ノ題目ニテ盛ニ書キ立テ、引テハ南京ノ新聞ニ迄謠ハルル至リタル其影響ヲ受クルモノハ領事自身ニアラズシテ居留民ノ受クル所ノ有形無形ノ損失ハ頗ル甚大ニシテ開ノノ廃業、日本人組合ノ紛糾、組合員ノ行詰り等、実ニ之ニ原因スルモノナリ」

ここに言う「三重公司ノ豚毛搬出事件」の内容は不明である。いかにも奇妙な事件であるが、豚毛というのは中国語でいう「猪鬃」、豚の首筋のやや毛足の長い毛で、硬くて弾性に富むところからブラシなどの原

料に使われる。文章から察するに、それを三重公司が領事館警察と共謀したか、協力を得たかして、詐取ないし密輸を働いたらしい。そのことが重慶における日本領事館の地位低下をもたらし、さらには一般の邦人の事業にも大きな影響を及ぼしているというわけである。先に見た昭和三（一九二八）年以降、特別課金の納付者が減少することの背景をこの宮坂文書は説明しているようである。

文書は続けて、租界の状況を具体的にのべている。通学する児童に対して時々「盗賊ノ子ナリ」との罵声ガ浴びせられ、恐怖の念をいだかせること。以前から窃盗ガ頻々と起こっていたが、疎開内の警察まで窃盗に合い、巡査の現金、衣服、毛皮類、勲章などが盗まれたこと。租界内の土地を借りようとしても、前任領事時代から現地当局ガ拒否する兆しがあつたが、清野領事の代になつてからは全く取り合つてくれなくなり、居留民の事業ガ頓挫していること。城内では課税

されないものまで、租界に陸揚げすると課税され、領事の抗議など全然相手にされず、居留民は屈従のやむなきにあること、など。

「叙上ノ事実ヲ綜合シテ考フレバ、必スシモ領事一人ヲ責ム能ハサルモ清野領事ノ時代ニ於テ特ニ成績ノ低下セシコトハ否ムベカラズ」と、宮坂は言う。

文書はさらに領事と領事館員に対する不満、批判を列挙するが、引用の煩を避ける。ただ、重慶に於ける日本人相互の関係についての次のくだりは、現代にまでつながる問題として興味深い。

「現地ニ資本ヲ固定シ生活ノ基礎ヲ此ニ置ク居留民ハ凡テ真剣味ヲ有ス。会社ノ社員ニハ其場主義ノモノ多シ。清野領事ハ恐ク後者ニ属セシ故ニ居留地在住者ト時ニ相容レサルコトアリ。偏重ノ癖アルモノハ自然ノ間ニ党派ヲ醸成ス。居留民会規則改正ヲ提唱シ平地ニ波ヲ起サシメタルハ清野領事自身ニアリ」

前に取り上げた居留民会規則改正は宮坂によれば、

「平地に波を起こした」ものということだが、周囲からの圧迫が強まる中で内部の亀裂、矛盾が深まるという悲劇を、この頃の重慶在住者は味わっていたわけである。

そして、不信は引き揚げという正念場においても続く。宮坂によれば、清野領事は三重事件以来、現地当局との間が疎遠であったために、危険度の測定を誤り、月二回の勘定日を前にして引き上げを断行した。また、「引揚告諭」では引き揚げによる損失の填補に関して「本官ニ於テ最善の努力ヲ致スベキコト素ヨリナリ」と声明しながら、いかなる努力もしなかつたという。

「領事ノ生活ハ官制ニヨリ保障セラレ、会社員ハ会社ニヨリ保障セラレ、貿易商ハ自己ノ財産ヲ処理シウルコトニヨリテ其道ヲ得ルモ、製造業者ハ自己ノ財産ヲ放擲シテ全然孤立無援ノ地ニ置カル。引揚力カ引揚力非カ」

引き揚げ、租界閉鎖という決定が、城内で活動して

いた邦人に比べて、租界内で工場を経営していた人たちにはるかに大きな打撃であったことは想像に難くない。宮坂は将来の復歸にあたっての領事の人選は「從來ノ關係ヲ一新シ得ベキ人材ヲ必要トス」とこの文書を結んでいる。

3、再開そして終焉

満州事變のおおりに受けて閉鎖された重慶租界は、それでも翌昭和七（一九三二）年五月五日に上海事變（同年一月二八日に始まる日本海軍陸戦隊と中国第一九路軍の戦闘）に関する停戦協定が締結された後、とにかく再開される。

しかし、「租界は回復されたとはいえ、重慶に戻った日本人は指折り数えるほどでしかなかった」（費成康前掲書）。その理由として同書は、三十年の借地契約の期限が満了した疎開内の土地について、更新を拒否せよという声が重慶ばかりでなく、同様の規定を持

つ蘇州、杭州の日本租界についても高まったこと。また、満州事變後、悪化した日中関係を打開して、新たに有利な通商協定を結ぼうとした日本が取引材料としてこれらの租界を中国に返還するという噂が流れたことを挙げている。（同書三〇六頁）

前者については、前にものべたように租界そのものの存否とは直接関係のない規定ではあるが、宮坂文書にあるように現地当局が新たな契約を拒否することで、実質的に租界の命運を左右することになったわけである。

再開後の重慶租界については、見るべき記録はほとんどない。わずかに居留民会の收支報告が断片的に残っているだけである。それによると、昭和七、八（一九三二、三三）の両年度は「居留民全数引き揚げたるにつき課金の徴収なし」とされ、昭和九年度にいたってやっと一六人が一人十二ドルづつ課金を納付している。

続く昭和一〇、一一、一二（一九三五、三六、三七）の三年度の課金収入を見ると、それぞれ三八〇ドル、八五八ドル、一〇五六ドルである。収入にはこの他に雑収入、前年度繰越などの項目が見られるが、学費補助はない。学校は再開されなかつたのである。

一方、支出面から活動ぶりを推察すると、接待費・慶弔費補助、傭人給料、衛生費といった費目にはある程度の支出が見られるが、会議費、通信費の合計額は各年度それぞれ九六八ドル、一一・三八ドル、四〇ドルにすぎない。活動らしい活動は最早なかつたのであらう。

そして、昭和一二一年七月七日、蘆溝橋事件が起きる。その後の状況については、前掲鄧沛論文が比較的詳しい。

「七七、事変勃発後、重慶各界の数万人は王家沱の日本租界近くで抗日集会を開き、国民政府に租界を取り戻すよう強く要求した。当地の新聞も大量の文章を

掲載し、政府と重慶地方当局が直ちに断固たる行動に出て、重慶在住日本人を拘束し、日本租界を回収せよと迫った。

租界内の日本人は恐れおののき、寧日なかつた。なぜなら彼らは上海や天津の日本租界のように日本軍の保護を得られなかつたからである。当時、日本海軍は重慶の長江上に排水量三〇五トンの砲艦『比良』号を配して、警備にあたらせていたが、この程度の小型砲艦では日本租界と日本人の安全をまもることは到底できず、撤退を援護するのがせいぜいであつた。

七月四日、万一に備えて、糟谷領事は領事館内の重要な資料や写真を『比良』に運び込んで、撤退の準備を整えた。・・・二八日、日本外務省は糟谷領事に在留日本人を速やかに撤退させるよう訓令し、糟谷は直ちに日本人に家産を日清汽船の商船『宣陽丸』に積み込むよう指示、八月一日早暁、糟谷領事と全領事館員、および在住日本人二九人を載せた『宣陽丸』は長

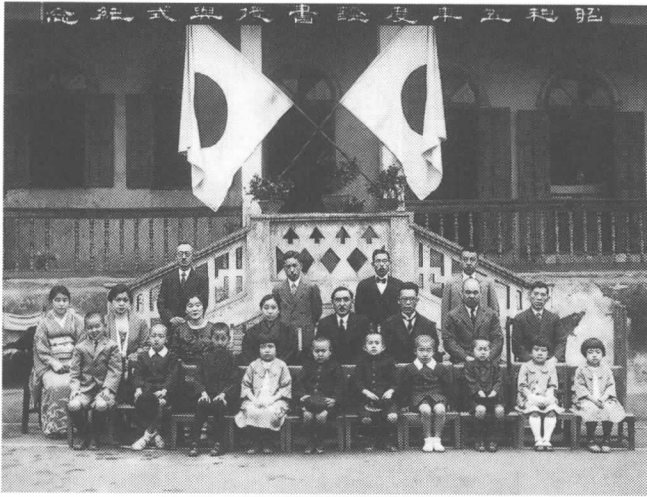
江の水面に錨を上げ、『比良』の護衛のもとに王家沱の日本租界から逃げ去った。中国政府はただちにこの日本租界を回収した・・・

日本人が租界から追い払われたというニュースが伝わると、重慶人民は歓呼し、街中が空になるほどの大集会を開いてそれを祝った。当時の新聞報道によれば、重慶市の商店の爆竹は喜んだ群集によってたちまち売切れてしまったという」

こうして、中国大陸の奥深く、長江上流に開設された本土からもっとも遠い日本租界は三十六年の歴史を閉じた。日清戦争勝利の余勢を駆って、欧米列強に先んじて同地に開かれた唯一の租界として、日本人の大きな活躍の舞台となるはずであったが、さまざまな制約から発育不全のまま、中国における民族意識の高まりの中で消滅したわけである。重慶はその後の抗日戦中、国民政府の臨時首都となり、日本軍はこの街に空から爆弾を浴びせることになる。



旧日本租界の長江沿岸から重慶中心部を望む（筆者撮影）



小学校

満州事変ぼっ発一年前の重慶日本人小学校の終業式。
建物は日本領事館



風景

20世紀初頭の重慶の一角（場所不詳）

故清水道雄氏（大正12年生れ、平成13年没）のアルバムから。園子夫人（大阪府牧方市在住）提供

在重慶日本專管居留地之圖

